

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

伴走支援型 特別保証制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対し
早期の経営改善を図るため、金融機関が中小企業者に対して
継続的な伴走支援を行う保証制度です。

経営行動計画書の 策定と伴走支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた
中小企業者が、金融機関との対話を通じて
経営行動計画書を策定し、金融機関が中
小企業者に継続的な伴走支援を行います。

信用保証料の 一部補助

信用保証料率は0.85%ですが、国による
補助があるため、中小企業者の方は一律
0.2%相当額の保証料を負担します。

※経営者保証免除対応の場合も同様です。

中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

詳しくは裏面を
ご覧ください。

伴走支援型特別保証制度

融資対象者	次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ「経営行動に係る計画」を策定した中小企業者。 (1) セーフティネット保証4号の認定を受けた方(新型コロナウイルス感染症に係るものに限り) (2) セーフティネット保証5号の認定を受けた方(売上高等減少率が15%以上の方に限り) (3) 危機関連保証の認定を受けた方(新型コロナウイルス感染症に係るものに限り)
対象資金	運転資金、設備資金 (注)借換資金については、原則として責任共有対象の保証を責任共有対象外の本制度で借換することはできません。
保証限度額	4,000万円
保証期間	10年以内(据置期間5年以内) ただし、一括返済の場合は1年以内となります
返済方法	一括返済又は分割返済
信用保証料率	年0.85% 【経営者保証の免除対応について】 次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率に0.20%上乘せることで、経営者保証を免除することができます。 ①直近の決算書が資産超過であること。 ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
貸付金利	金融機関所定利率
保証割合	責任共有対象外(100%保証)…セーフティネット保証4号、危機関連保証の認定を受けている場合 責任共有対象(80%保証)…セーフティネット保証5号の認定を受けている場合
担保	必要に応じて徴求します
保証人	原則として、法人代表者を除いては、連帯保証人は不要です ※経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人は徴求しません。
添付書類	▶セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号又は危機関連保証に係る市町村長の認定書 ▶経営行動計画書 ▶経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合)
モニタリング	金融機関は原則として計画策定日の属する事業年度から5事業年度、四半期毎にフォローアップを行います。 金融機関で策定した報告書は、信用保証協会を経由して経済産業省に提出します。
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日(保証申込受付分) ただし、「危機関連保証」の認定を受けた方については、危機関連指定期間内に融資実行されたものとし。

- 審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。
- 条件変更を行った場合、国による保証料補助の対象外となりますのでご注意ください。

お問い合わせ・ご相談はお近くの新潟県信用保証協会へ

本店営業部

保証第一課
☎025-210-5151

保証第二課
☎025-210-5152

保証第三課
☎025-210-5150

長岡支店

保証第一課、保証第二課
☎0258-35-5714

県央支店

保証課
☎0256-33-6661

上越支店

☎025-523-7225

佐渡支店

☎0259-57-2011

中小企業とともに歩む身近なパートナー